

I. はじめに

(1) 点検評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔昭和31年法律第162号〕（以下「地教行法」という。）第26条第1項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとなっています。

本市教育委員会としては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすために、平成29年度に行った教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いました。

(2) 点検評価の対象

平成29年度分の点検評価は、本市教育委員会における最高位の計画である『福島市教育振興基本計画〔平成28年度～平成32年度〕』の体系に基づき、4つの柱である「学校教育の充実」「市民文化の振興」「スポーツ・レクリエーションの振興」「生涯を通じた学びの推進」を実現するために、構成する31の施策に掲げる主要事業の中から、施策ごとに主要事業を一つ抽出し点検評価の対象としています。

なお、市行政評価の対象となっている主要事業については、評価が重複するため対象外としています。

(3) 学識経験者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用については、『福島市教育事務評価検証委員会（以下「評価検証委員会」という。）』を設置し、本市教育委員会が行った主要事業の点検評価の内容等について意見・助言を聴取し、また評価検証委員会の各委員の総括的意見についても報告書の中に付記しています。

なお、各委員からいただいた意見・助言に対しては、教育委員会の検討結果が分かるように記載しています。

また、点検評価の内容の検証にあたり、各委員が具体的な取り組み状況について、より理解を深めていただけるよう学校教育現場〔渡利小学校〕の視察を行っています。

(4) 評価検証委員会の評価

教育委員会の評価を受けて、課題・問題点とその改善策、事業の方向性の内容が妥当かどうか客観性を確保するため、評価検証委員会が第三者の立場で評価を行っています。

(5) 点検評価の方法

点検評価にあたっては、主要事業ごとに、「概要」「取り組み内容と成果」「達成度」「評価」「前年度評価を受けて29年度に取り組んだ事項」「課題・問題点とその改善策」「事業の方向性」を記載しています。

①概要、取り組み内容と成果

- ・平成29年度に実施した主要事業の概要、取り組み内容と成果

②達成度

- ・主要事業の達成度を図るための指標と目標値（目標）、実績値、決算額

③評価

- ・平成29年度に実施した主要事業の成果、実績等を点検し、視点別評価の基準に則り、必要性、効率性、有効性の3つの視点ごとに複数の評価項目での点検評価（自己評価）とその判断理由

④前年度評価を受けて29年度に取り組んだ事項

- ・評価を受けて改善に取り組んだ内容

⑤課題・問題点とその改善策

- ・視点別評価や取り組み内容と成果を踏まえ、主要事業を進めるうえでの課題・問題点とその改善策

⑥教育委員会における事業の方向性

- ・主要事業の取り組み内容と成果、評価、評価検証委員会の評価や意見・助言などを踏まえ、今後の進め方について、5つの方向性（拡充、継続、縮小、休止・廃止、終了）の判断とその判断理由

(6) 視点別評価

①必要性：施策体系との整合性、市の関与の必要性及び緊急性を踏まえ、事業の必要性を検証します。

評価の視点	判断の基準	A	B
施策体系との整合性	・事業の意図の結果（施策体系）への結びつき、貢献度はどうか	整合・貢献している	改善・見直しの余地がある
市の関与の必要性	・市の関与は適切か ・国、県、市の役割分担は妥当か ・民間やNPO、住民が実施する余地はないか	妥当・義務的な事業である	改善・見直しの余地がある
緊急性	・現在の市の状況を総合的に勘案し、事業の緊急性は高いか ・優先して実施する必要があるか	緊急性が高い／優先して実施する必要がある	現時点では必ずしも実施しなくてよい

②効率性：安定した行財政運営に向け、健全な財政基盤を確立するため、費用に対する効果等の検証を行います。

評価の視点	判断の基準	A	B
費用対効果	・少ない費用（人件費を含む）で最大の効果がある事業か ・住民サービスを下げずにコストを下げる余地はあるか	費用に見合う成果がある	改善・見直しの余地がある
受益者負担	・受益者への負担は公平、公正に求めているか ・受益者の負担は妥当なものか	妥当である	改善・見直しの余地がある
対象の妥当性	・事業対象（受益者）の設定は住民ニーズや地域課題に対処するにあたり妥当か	妥当である	改善・見直しの余地がある

③有効性：急速な社会経済環境の変化や多様化する行政需要に適切に対応しているか検証します。

評価の視点	判断の基準	A	B
社会環境の変化	・事務事業に関わる社会環境の変化に適応しているか	社会環境の変化に適応している	改善・見直しの余地がある
類似事業との関係	・国、県、市の内部、民間等で類似の事業がないか	類似事業はない／あるが統合・連携はできない	類似の事業があり統合・連携できる
廃止・休止の影響	・事業を廃止、休止した場合、施策の成果や市民サービスに及ぼす影響があるか	影響がある	影響がない

(7) 事業の方向性の内容

①拡充：重点的に実施すべき事業で、対象や事業費などを拡充して成果向上が必要と判断されるもの。

市民ニーズ、緊急性に鑑み、市全体の事業の中でも拡充がより望ましいと判断されるもの。

②継続：事業内容等、進捗状況に支障・問題がなく、改善を行っていくことで目標とする成果を維持、達成できるもの。

③縮小：事業環境の変化等から必要性や成果が低下しており、今後対象や事業費などを縮小すべきと判断されるもの。

④休止・廃止：事業環境の変化等から必要性や成果に変化が見られ、当面は一時的中止が適切と判断されるもの。

市民ニーズが低下しているものや、市の関与の必要性が薄れているもの。

民間等において必要なサービスが提供できると判断されるもの。

⑤終了：社会環境の変化等を鑑み、事業そのものの目的が終了したもの。

時限的な事業で、時期が到来したことにより終了したもの。

(8) 点検評価に抽出した主要事業

1. 学校教育の充実

(1) 確かな学力

施策名	抽出した主要事業名
①学習指導の充実による全国トップレベルの学力の育成	学力向上サポート事業
②一人ひとりの学力を伸ばす指導の充実	学力グレード・アップ事業
③多様な教育的ニーズをふまえ、グローバル化に対応する子どもの育成	英語教育接続推進事業
④教科や学びの関連性・系統性・連続性をふまえた指導の推進	幼・保・小・中学校接続推進事業（教科や学びの関連性・系統性・連続性をふまえた指導の推進）
⑤家庭の教育力を生かす連携や実践の推進	幼・保・小・中学校接続推進事業（家庭の教育力を生かす連携や実践の推進）

(2) 豊かな心

施策名	抽出した主要事業名
①郷土への理解を深めるとともに、豊かな人間性・社会性をはぐくむ体験活動の推進	子ども議会開催事業
②自己実現を図る教育活動の推進	放射線教育の授業の実施
③一人ひとりの内面に根ざした道徳教育の推進	自他の大切さを認める道徳教育
④一人ひとりと向き合う支援体制の充実	心のケア推進事業

(3) すこやかな体

施策名	抽出した主要事業名
①健康に生活する力の育成	ふくしま子ども体力アップ推進事業
②学校体育関係団体との連携	中学校部活動指定事業
③学校保健の充実	精神科医等専門医相談事業
④学校給食の充実	学校給食センター整備事業

(4) 教育環境

施策名	抽出した主要事業名
①教職員の資質向上と指導力の充実を図る研修の推進	教職員の研修
②より豊かな学びを促す学習環境の整備	学校司書配置事業
③安全で安心な教育環境の整備・充実と活用	校舎等耐震補強事業
④園・学校運営の充実と活性化を図る学校評価の推進	学校評議員制度活用事業

2. 市民文化の振興

(1) 芸術文化

施策名	抽出した主要事業名
①芸術文化の振興	心ふれあい音楽鑑賞事業
②芸術文化活動の支援	音楽部活動支援事業
③文化施設の整備・充実	古閑裕而記念館事業

(2) 文化財

施策名	抽出した主要事業名
①文化財の調査・整理	文化財調査報告書刊行
②文化財の保護・保存	文化財指定・登録
③文化財の活用	民家園年中行事
④文化財施設の整備・充実	写真美術館再整備事業

3. スポーツ・レクリエーションの振興

(1) スポーツ・レクリエーション

施策名	抽出した主要事業名
①生涯スポーツの推進	市民体育祭
②競技力の向上	指導者講習会事業
③スポーツ施設の整備充実と効率的活用の促進	体育施設管理運営事業

4. 生涯を通じた学びの推進

(1) 生涯学習

施策名	抽出した主要事業名
①生涯学習推進体制の充実	社会教育関係団体に対する活動支援
②生涯学習推進事業の充実	福島市学校支援地域本部事業
③社会教育事業の推進	ライフステージに応じた各種学級・講座
④社会教育・生涯学習施設の整備充実	学習センターなど整備事業